

維持管理変更計画書の同意について（お願い）

昭和 40 年に完成した旧国営両総施設は、千葉県条例に基づく県営両総施設維持管理計画書により千葉県が管理しており、県営及び団体営事業等で造成した施設は、関係土地改良区の維持管理計画書により管理されています。

現在実施中の国営両総土地改良事業（平成 24 年完了予定）で造成された施設につきましては、**※新設の施設**が造成されることから、これらを千葉県管理とするためには、県営両総施設維持管理計画書の変更が必要となります。

また、これに関連し千葉県と関係土地改良区の間で新たな管理区分が合意されたことから、両総土地改良区の維持管理計画書も変更が必要になりました。

これらにつきましては、昨年 12 月 1 日発行の広報「水土里ネット両総」並びに千葉県より直接郵送させていただいた資料により、既にご存じのことと存じますが、千葉県と両総土地改良区の各維持管理計画書の変更同意をいただきませんと、今後の土地改良施設の維持・管理に支障をきたすこととなります。

組合員の皆様にはこれらの趣旨をご理解いただき、千葉県並びに両総土地改良区の同意書に同意下さいますようお願いいたします。

※新第 3 揚水機場、東部幹線用水路、山武東部揚水機場、松潟揚水機場及び栗山川統合機場

県営かんがい排水事業「両総茂原南地区」が新規事業採択となりました！

平成 20 年 11 月 11 日付けで事業採択申請をいたしました、茂原市、長生郡白子町及び長生村を受益とする「県営かんがい排水事業 両総茂原南地区」が新規着工地区として農林水産大臣より採択されましたのでお知らせいたします。

今後は、早期完成に向け関係機関と協力し、推進を図ってまいります。

なお、事業の概要は下記のとおりです。

記

1. 事業概要 国営南部幹線末端より茂原支線下井派線分岐点までのパイプライン（φ 1,100 ～ φ 600 mm）布設工事 L = 8.7 km
2. 受益地区 茂原市、白子町、長生村
3. 概算事業費 19 億 4 千万円（事務費を除く）
4. 工 期 平成 21 年度～平成 27 年度（予定）